

国海安第 44 号の 2
平成 19 年 7 月 3 日

(社) 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
安 藤 昇

船舶機関規則等の一部改正について

標記につきまして、下記の省令が平成 19 年 7 月 2 日付けで公布されましたので、その概要及び関係資料を送付致します。つきましては、関係各位に周知方よろしくお願い申し上げます。

記

船舶機関規則等の一部を改正する省令(平成 19 年国土交通省令第 69 号)

船舶機関規則等の一部の改正について

平成 19 年 6 月
海事局安全基準課

1. 改正の背景

2002 年 11 月に発生したスペイン沖の油タンカー「プレステージ号」の大規模油流出事故を契機に、シングルハルタンカーのフェーズアウトを促進し、ダブルハルタンカーの早期導入を目的とするマルポール条約附属書 I の改正が、平成 17 年 4 月 5 日に発効している。その一方で、小型の油タンカーの貨物油タンクよりもはるかに多くの油を積載している大型船の燃料油タンクに対しては規制がなかったことから、貨物油タンクと同様の防護措置(ダブルハル化)の必要性について検討が行われ、2006 年 3 月に開催された第 54 回海洋環境保護委員会において、燃料油タンクの防護保護等を目的とする改正が採択された。同改正は、平成 19 年 8 月 1 日に発効し、我が国に対しても効力を有することとなる。このため、当該内容を国内法令に取り入れるため、船舶機関規則等の関係省令を改正する。

2. 改正の概要

(1) 船舶機関規則の一部改正

燃料油タンクの総容量が 600 立方メートル以上の船舶の燃料油タンクは、衝突、乗揚げその他の事由により船舶に損傷が発生した場合において、大量の燃料油が排出されることを防止するための措置が講じられたものでなければならないこととする。

(2) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正

重質油の定義を以下のとおり改める。

第一条第四項第二号中、「燃料油」を「原油以外の油」に改める。

(3) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則の一部改正

マルポール条約附属書 I の改正に基づき、国際油汚染防止証書(IOPP 証書)の様式を変更する。

(4) その他所要の改正等(経過措置等)

- ・施行日前に建造契約が結ばれた船舶等について、必要な経過措置を定める。
- ・施行日に現に交付されている証書については、引き続き有効とする。

3. 今後のスケジュール

公布：平成 19 年 7 月 2 日

施行：平成 19 年 8 月 1 日(マルポール条約附属書 I の改正の発効日)